

令和2年度 大和高田市財務書類報告書

～統一的な基準による財務書類～



内容

1. 地方公会計制度の背景	1
(1) 地方公共団体の現状及び地方公会計	1
(2) 地方公会計整備の意義	1
(3) 財務書類整備の目的	2
(4) 財務書類整備の効果	3
2. 財務書類とは	5
(1) 財務書類の構成	5
(2) 勘定科目の説明	8
3. 大和高田市の財務書類について	14
(1) 貸借対照表	14
(2) 行政コスト計算書	15
(3) 純資産変動計算書	16
(4) 資金収支計算書	17
4. 財務書類分析	18
(1) 財務指標分析	18

1. 地方公会計制度の背景

(1) 地方公共団体の現状及び地方公会計

税金を活動資源とする国・地方公共団体の活動は、国民・住民福祉の増進等を目的としており、予算の議会での議決を通して、議会によるチェックが働く仕組みになっています。（財政民主主義）。このため、国・地方公共団体の会計では、予算の適正・確実な執行に資する観点から、現金の授受の事実を重視する現金主義が採用されています。

一方で、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、国民・住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、発生主義等の企業会計の考え方及び手法を活用した財務書類の開示が推進されてきたところです。

地方公会計は、発生主義により、ストック情報やフロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして整備するものです。具体的には、発生主義に基づく財務書類において、現金主義会計では見えにくい減価償却費などのコストや資産や負債というストックを把握することで、中長期的な財政運営への活用の充実が期待できることや、そのような発生主義に基づく財務書類を、現行の現金主義会計による決算情報等と対比させて見ることにより、財務情報の内容理解が深まるものと考えられます。

(2) 地方公会計整備の意義

個々の地方公共団体における地方公会計整備の意義としては、住民や議会等に対し、財務情報をわかりやすく開示することによる説明責任の履行と、資産・債務管理や予算編成、行政評価等に有効に活用することで、マネジメントを強化し、財政の効率化・適正化を図ることが挙げられます。

また、地方公会計の整備は、個々の地方公共団体だけでなく、地方公共団体全体としての財務情報のわかりやすい開示という観点からも必要があります。

さらに、それぞれの地方公共団体において、財務書類の作成と開示及びその活用を行うことのみならず、他の地方公共団体との比較を容易とし、その財政構造の特徴や課題をより客観的に分析することで、住民等に対するわかりやすい説明、財政運営や行政評価等への活用を充実させることが可能となります。

(3) 財務書類整備の目的

地方公共団体において財務書類を整備する目的については、地方分権の進展に伴い、これまで以上に自由でかつ責任ある地域経営が地方公共団体に求められている中で、そうした経営を進めていくためには、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が不可欠です。

具体的な目的として、①資産・債務管理、②費用管理、③財務情報のわかりやすい開示、④政策評価・予算編成・決算分析との関係付け、⑤地方議会における予算・決算審議での利用が挙げられています。

これらの目的は、「説明責任の履行」と「財政の効率化・適正化」という観点からさらに整理することができます。すなわち、③財務情報のわかりやすい開示は、地方公共団体の説明責任の履行に資するものであり、①資産・債務管理、②費用管理、④政策評価・予算編成・決算分析との関係付け、⑤地方議会における予算・決算審議での利用は、内部管理強化を通じて最終的に財政の効率化・適正化を目指すものであるといえます。したがって、財務書類整備の目的は大きく次の二点にまとめることができます。

①説明責任の履行

地方公共団体は、住民から徴収した対価性のない税財源をもとに行政活動を行っており、付託された行政資源について住民や議会に対する説明責任を有しますが、財務書類を作成・公表することによって、財政の透明性を高め、その責任をより適切に果たすことができます。このことは、財政民主主義の観点から、財政の統制を議会にゆだねるだけでなく、住民も直接に財政運営の監視に関与すべきとの考え方からも求められるものです。

②財政の効率化・適正化

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）が施行され、地方公共団体には、自らの権限と責任において、規律ある財政運営を行うことが求められています。財務書類から得られる情報を資産・債務管理、費用管理等に有効に活用することによって、財政運営に関するマネジメント力を高め、財政の効率化・適正化を図ることができます。

(4) 財務書類整備の効果

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を実施する団体であり、住民に対して地方税を賦課徴収する一方（地方自治法 223 条）、予算については議会の議決を経て定めることとされ（同法 96 条、211 条）、決算については議会の認定が必要とされています（同法 96 条、233 条）。

このような普通地方公共団体の会計処理は、現金の収支を基準とするいわゆる現金主義によっています。すなわち、歳入とは、一会計年度における一切の収入をいい、歳出とは、一会計年度における一切の支出をいうものですが、ここで収入とは現金の収納をいい、支出とは現金の支払をいうとされています（財政法 2 条参照）。

これに対して、企業会計において用いられる発生主義とは、現金の収支のみならず、すべての財産物品等の増減及び異動をその発生した事実に基づいて経理することです。現金主義による地方公共団体の予算・決算制度を前提とした場合、新たに発生主義に基づく財務書類を整備することによる効果としては、以下のものが挙げられます。

① 発生主義による正確な行政コストの把握

企業は営利を目的として活動を行っていることから、企業会計は経済的事実を正確に反映させた適正な期間損益計算を行うことを主要な任務としています。そのために、企業会計は発生主義に基づき、経済活動の成果を表す「収益」とそれを得るために費やされた「費用」を厳密に対応づけることによって、各会計期間の経営成績である「利益」を算定します。減価償却費や退職給付費用などは、発生主義により認識することが求められます。

新地方公会計モデルは発生主義の考え方を導入するものですが、ここで留意すべき点は、企業の場合、会計期間の活動の成果は収益として定量的に把握することが可能であるのに対して、地方公共団体の活動は前述のとおり住民の福祉の増進を目的として行われるものであるため、その成果を収益として定量的に把握することがそもそも困難である点です。

したがって、新地方公会計モデルの行政コスト計算書において経常的な費用と収益を対比させる意義は、企業会計のように一会計期間の経営成績を算出するためではなく、一会計年度に発生した、純資産の減少をもたらす純経常費用（税収等でまかなうべき、純経常行政コスト）を算出することにあるといえます。

財政の効率化には正確な行政コストの把握が不可欠ですが、このような行政コスト計算書を作成することにより、経常費用（経常行政コスト）あるいは純経常費用（純経常行政コスト）として、減価償却費などの見えにくいコストを含めたフルコストを把握することができ、これを住民に対して明示するとともに、職員のコストに対する意識改革にもつなげることができます。

② 資産・負債（ストック）の総体の一覧的把握

現金主義による会計処理は、現金（公金）の適正かつ客観的な経理に適合するものであり、国や地方公共団体を通じて適用されていますが、地方公共団体の資産全体から見た場合、その一部である「歳計現金」に関する収支（キャッシュ・フロー）が示されるにすぎず、毎年の歳出の結果としての資産形成に関する情報（ストック情報）も不十分といえます（現行の決算制度においても、「財産に関する調書」（地方自治法施行令 166 条）が添付されますが、これによっては財産の適正な評価額までは明らかにされません）。

この点、貸借対照表を作成することにより、公正価値による資産評価が行われますので、地方公共団体がこれまでの行政活動により蓄積したすべての資産についてその評価額も含めたストック情報が明示されるとともに、資産形成に要した負債の額とあわせて見ることで、資産と負債（ストック）の総体を一覧的に把握することが可能となります。これは、地方公共団体が適切な資産・負債管理を行ううえで有用な情報といえます。

③ 連結ベースでの財務状況の把握

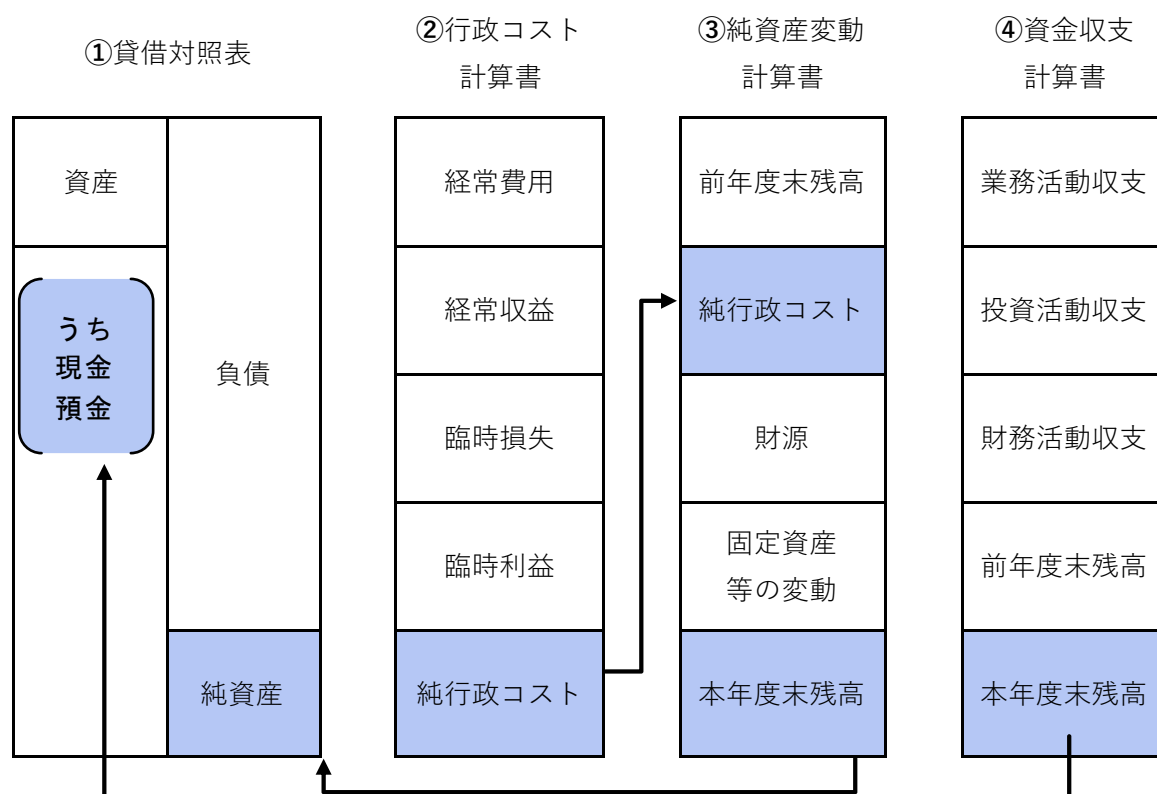
普通地方公共団体は、一部事務組合、広域連合、第三セクター等の関係団体と連携協力して地域の行政サービスを実施しており、現行の決算制度の下では、普通地方公共団体について一般会計・特別会計ごとに歳入歳出決算が調製され（地方自治法 209 条、同施行令 166 条）、また、地方公営企業法適用企業については別途決算が調製されます（地方公営企業法 30 条）。さらに一部事務組合、広域連合、第三セクター等の関係団体についてもそれぞれに決算が調製されます。

これらの決算書類に加え、普通地方公共団体と関係団体を総合した連結財務書類を作成することにより、公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況、さらには行政サービス提供に要したコストや資金収支の状況など、普通地方公共団体を中心とする行政サービス提供主体の財務状況を一体的に把握することが可能となります。

2. 財務書類とは

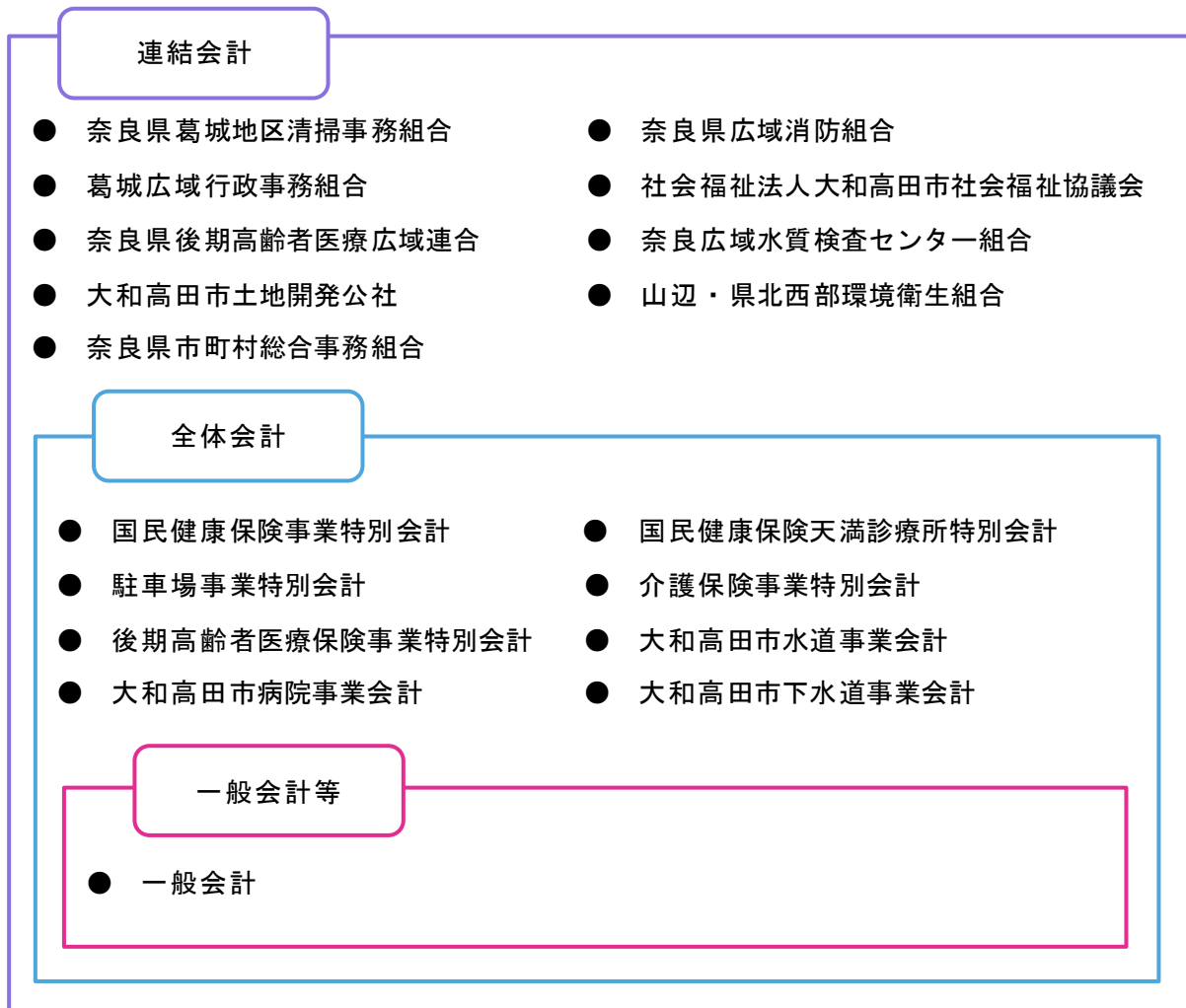
(1) 財務書類の構成

財務書類の体系は、①貸借対照表、②行政コスト計算書、③純資産変動計算書、④資金収支計算書及びこれらの財務書類に関連する事項についての附属明細書、注記となります。①～④の財務書類は相互関係があり、以下の図の通りとなります。



- ✓ 貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。
- ✓ 貸借対照表の「純資産」の金額は、資産と負債の差額として計算されますが、これは純資産変動計算書の期末残高と対応します。
- ✓ 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。
- ✓ 附属明細書は「財務書類作成要領」の様式第5号の通り作成します。（連結財務書類は作成を省略しています）

財務書類の対象となる範囲について、以下の図の通り作成することとなります。



本年度の財務書類は、上図の通り各会計の対象範囲にて作成しています。

連結対象先を合算した結果、内部取引を相殺する必要があります。この相殺については以下の通り実施します。

相殺対象	相殺対象外
投資と資本の相殺消去	資産購入と売却の相殺消去
貸付金・借入金の債権債務の相殺消去	委託料の支払と受取
補助金支出と補助金収入	利息の支払と受取
会計間の繰入れ・繰出し	

相殺対象と相殺対象外の区分については総務省公表の「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年 8 月改訂）」より、の P.193 のNo.82 に準拠しています。

【特記事項】

- ☑ 財務書類の作成基準日は、会計年度末（3 月 31 日）とします。ただし、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とします。その場合、その旨及び出納整理期間に係る根拠条文（地方自治法第 235 条の 5 等）を注記します。
- ☑ 財務書類の表示金額単位は、千円とします。なお、千円単位未満の計数があるときは「0」を表示し、計数がないときは「－」を表示します。
- ☑ 説明中の数値は、四捨五入の関係上合計等が一致しない場合があります。

(2) 勘定科目の説明

貸借対照表

貸借対照表は、基準日時点における地方公共団体の財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を明らかにすることを目的として作成します。

資産の部	
固定資産	
有形固定資産	
事業用資産	インフラ資産及び物品以外の有形固定資産
インフラ資産	システムまたはネットワークの一部であり、道路や下水道など性質が特殊なもので代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に関し制約をうける有形固定資産
物品	地方自治法第 239 第 1 項に規定するもので、取得価額または見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の車両・備品などの資産
無形固定資産	
ソフトウェア	コンピューターに一定の仕事を行わせるためのプログラム
その他	ソフトウェア以外の無形固定資産
投資その他の資産	
投資及び出資金	有価証券・出資金であり、有価証券は満期保有目的有価証券及び満期保有目的以外の有価証券。出資金には地方自治法第 238 条第 1 項第 7 号により出損金も含む。
投資損失引当金	出資金の内、連結対象団体及び会計に対するものについて、実質価額が 30% 以上低下した場合に、実質価額と取得価額の差額
長期延滞債権	債権回収予定日から 1 年以上経過した未回収の債権
長期貸付金	地方自治法第 240 条第 1 項に規定する債権である貸付金の内、流動資産に区分されるもの以外のもの
基金	基金の内、流動資産に区分されるもの以外のもの
徴収不能引当金	長期延滞債権・長期貸付金が徴収不能になった場合に備え、過去の徴収不能実績率により算定したもの
流動資産	
現金預金	現金及び現金同等物
未収金	現年調定の収入未済額
短期貸付金	翌年度に償還期限が到来するもの

	基金	財政調整基金及び減債基金。減債基金は1年に取り崩す予定のあるもの。
	棚卸資産	売却を目的として保有している資産
	徴収不能引当金	未収金・短期貸付金が徴収不能となった場合に備え、過去の徴収不能実績率により算定したもの
負債の部		
固定負債		
	地方債	償還予定が1年超の地方債
	長期未払金	地方自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務と見なされるもの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外のもの
	退職手当引当金	期末時点で職員が自己都合退職した場合の要支給額
流動負債		
	1年内償還予定地方債	1年以内に償還予定の地方債
	未払金	役務の提供が完了しその支払いが未済のもの
	未払費用	役務の提供が継続中でその支払いが未済のもの
	前受金	対価の収受があり役務の提供を行っていないもの
	前受収益	対価の収受があり役務の提供が継続中のもの
	賞与等引当金	在籍者に対する6月支給予定の期末・勤勉手当総額とそれらに係る法定福利費相当額を加算した額の4/6
	預り金	第三社から寄託された資産に係る見返負債
純資産の部		
	固定資産等形成分	資産形成のために充当した資源の蓄積
	余剰分（不足分）	費消可能な資源の蓄積

行政コスト計算書

行政コスト計算書は、会計期間中の地方公共団体の費用・収益の取引高を明らかにすることを目的として作成します。

経常費用	
業務費用	
人件費	
職員給与費	職員給与や共済費など職員等に対して勤労の対価や報酬として支払われる費用
賞与等引当金繰入額	賞与等引当金の当該年度発生額
退職手当引当金繰入額	退職手当引当金の当該会計年度発生額
その他	上記以外の人件費
物件費等	
物件費	職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費、使用料及び賃借料、光熱水費など消費的性質の経費で資産計上されないもの
維持補修費	資産の機能維持のために必要な修繕費等
減価償却費	一定の耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額
その他	上記以外の物件費等
その他の業務費用	
支払利息	地方債等に係る利息負担金額
徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金の当該会計年度発生額
その他	上記以外のその他の業務費用
移転費用	
補助金等	一部事務組合への負担金など政策目的による補助金等
社会保障給付	福祉医療や児童手当、障害者支援など社会保障給付としての扶助費等
他会計への繰出金	国民健康保険特別会計や水道事業会計など地方公営事業会計に対する繰出金
その他	上記以外の移転費用
経常収益	
使用料及び手数料	地方公共団体が提供するサービスの対価として使用料・手数料の形態で徴収する金銭
その他	上記以外の経常収益
臨時損失	
災害復旧事業費	災害復旧に関する費用
資産売却損	資産の売却による収入が帳簿価額を下回る場合の差額及び除却

		した資産の除却時の帳簿価額
	投資損失引当金繰入額	投資損失引当金の当該会計年度発生額
	その他	上記以外の臨時損失
臨時利益		
	資産売却益	資産の売却による収入が帳簿価額を上回る場合の差額
	その他	上記以外の臨時利益

純資産変動計算書

純資産変動計算書は、会計期間中の地方公共団体の純資産の変動、すなわち政策形成上の意思決定またはその他の事象による純資産及びその内部構成の変動（その他の純資産減少原因・財源及びその他の純資産増加原因の取引高）を明らかにすることを目的としています。

純行政コスト		
	純行政コスト	行政コスト計算書の収支尻である純行政コストと連動
財源		
	税収等	地方税、地方交付税及び地方譲与税等
	国県等補助金	国庫支出金及び都道府県支出金等
固定資産等の変動（内部変動）		
	有形固定資産等の増加	有形固定資産及び無形固定資産の形成による保有資産の増加額または有形固定資産及び無形固定資産の形成のために支出した金額
	有形固定資産等の減少	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費相当額及び除売却による減少額または有形固定資産及び無形固定資産の売却収入、除売却相当額及び自己金融効果を伴う減価償却費相当額
	貸付金・基金等の増加	貸付金・基金等の形成による保有資産の増加額または新たな貸付金・基金等のために支出した金額
	貸付金・基金等の減少	貸付金の償還及び基金の取崩等による減少額または貸付金の償還収入及び基金の取崩収入相当額等
資産評価差額		
	資産評価差額	有価証券等の評価差額
無償所管換等		
	無償所管換等	無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等
その他		
	その他	上記以外の純資産及びその内部構成の変動

資金収支計算書

地方公共団体の資金収支の状態、すなわち地方公共団体の内部者（首長、議会、補助機関等）の活動に伴う資金利用状況及び資金獲得能力を明らかにすることを目的として作成します。

業務活動収支	
業務支出	
業務費用支出	
人件費支出	人件費に係る支出
物件費等支出	物件費等に係る支出
支払利息支出	地方債等に係る支払利息の支出
その他の支出	上記以外の業務費用支出
移転費用支出	
補助金等支出	補助金等に係る支出
社会保障給付支出	社会保障給付に係る支出
他会計への繰出支出	他会計への繰出に係る支出
その他の支出	上記以外の移転費用支出
業務収入	
税収等収入	税収等の収入
国県等補助金収入	国県等補助金の内、業務支出の財源に充当した収入
使用料及び手数料収入	使用料及び手数料の収入
その他の収入	上記以外の業務収入
臨時支出	
災害復旧事業費支出	災害復旧事業費に係る支出
その他の支出	上記以外の臨時支出
臨時収入	
臨時収入	臨時にあった収入
投資活動収支	
投資活動支出	
公共施設等整備費支出	有形固定資産等の形成に係る支出
基金積立金支出	基金積立に係る支出
投資及び出資金支出	投資及び出資金に係る支出

		貸付金支出	貸付金に係る支出
		その他の支出	上記以外の投資活動支出
	投資活動収入		
		国県等補助金収入	国県等補助金の内、投資活動支出の財源に充当した収入
		基金取崩収入	基金取崩による収入
		貸付金元金回収収入	貸付金に係る元金回収収入
		資産売却収入	資産売却による収入
		その他の収入	上記以外の投資活動収入
	財務活動収支		
	財務活動支出		
		地方債償還支出	地方債に係る元本償還の支出
		その他の支出	上記以外の財務活動支出
	財務活動収入		
		地方債発行収入	地方債発行による収入
		その他の収入	上記以外の財務活動収入

3. 大和高田市の財務書類について

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
資産の部			
固定資産	56,076,222	95,921,205	98,973,500
有形固定資産	53,498,394	91,329,659	93,946,091
事業用資産	40,893,538	44,743,325	46,914,233
インフラ資産	12,179,318	45,125,721	45,366,758
物品	425,538	1,460,613	1,665,101
無形固定資産	29,597	1,694,770	1,697,947
投資その他の資産	2,548,231	2,896,777	3,329,462
流動資産	2,297,374	8,366,803	9,894,362
現金預金	366,826	2,514,351	3,186,734
未収金	188,626	2,254,369	2,271,676
基金	1,737,047	3,466,526	3,659,358
その他流動資産	4,874	131,557	776,596
資産合計	58,373,595	104,288,008	108,867,862
負債の部			
固定負債	23,866,392	58,360,716	59,324,879
地方債	19,890,329	38,726,641	39,444,715
退職手当引当金	3,427,153	4,936,724	5,637,886
損失補償等引当金	468,804	468,804	-
その他固定負債	80,105	14,228,547	14,242,278
流動負債	2,739,124	6,706,184	7,208,234
1年内償還予定地方債	2,237,175	4,498,791	4,557,816
賞与等引当金	382,007	730,278	783,466
その他流動負債	119,941	1,477,115	1,866,953
負債合計	26,605,515	65,066,900	66,533,113
純資産の部			
固定資産等形成分	57,816,141	99,390,603	102,635,730
余剰分(不足分)	▲26,048,061	▲60,169,495	▲60,300,980
純資産合計	31,768,080	39,221,108	42,334,750
負債・純資産合計	58,373,595	104,288,008	108,867,862

(2) 行政コスト計算書

(単位：千円)

勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
経常費用	30,776,267	52,708,448	61,925,744
業務費用	11,115,756	22,340,478	24,454,431
人件費	5,420,413	10,128,382	10,933,915
職員給与費	3,541,497	7,053,292	7,724,754
その他人件費	1,878,917	3,075,091	3,209,161
物件費等	5,370,345	10,723,240	11,646,190
物件費	3,538,534	7,281,200	7,860,934
維持補修費	374,990	454,699	459,460
減価償却費	1,456,821	2,979,340	3,244,377
その他物件費	-	8,001	81,419
その他の業務費用	324,998	1,488,855	1,874,326
移転費用	19,660,511	30,367,971	37,471,313
補助金等	10,787,933	24,073,946	21,994,772
社会保障給付	6,220,732	6,227,005	15,408,969
その他移転費用	2,651,847	67,019	67,572
経常収益	1,271,917	10,154,353	10,346,826
使用料及び手数料	680,957	9,368,257	9,371,466
その他経常収益	590,959	786,096	975,360
純経常行政コスト	29,504,350	42,554,095	51,578,917
臨時損失	1,243	158,159	158,159
臨時利益	84,569	247,255	164,494
純行政コスト	29,421,025	42,464,999	51,572,582

(3) 純資産変動計算書

(単位：千円)

一般会計等	合計		
勘定科目名		固定資産等形成分	余剰分（不足分）
前年度末純資産残高	31,378,796	57,508,482	▲26,129,686
純行政コスト	▲29,421,025	-	▲29,421,025
財源	29,795,909	-	29,795,909
税収等	16,216,255	-	16,216,255
国県等補助金	13,579,654	-	13,579,654
固定資産等の変動（内部変動）	0	293,260	▲293,260
有形固定資産等の増加	0	2,183,298	▲2,183,298
有形固定資産等の減少	0	▲1,461,592	1,461,592
貸付金・基金等の増加	0	425,869	▲425,869
貸付金・基金等の減少	0	▲854,316	854,316
その他	14,399	14,399	-
本年度純資産変動額	389,284	307,659	81,624
本年度末純資産残高	31,768,080	57,816,141	▲26,048,061

全体会計	合計		
勘定科目名		固定資産等形成分	余剰分（不足分）
前年度末純資産残高	37,937,073	98,500,245	▲60,563,172
純行政コスト	▲42,464,999	-	▲42,464,999
財源	43,748,802	-	43,748,802
税収等	21,129,762	-	21,129,762
国県等補助金	22,619,040	-	22,619,040
固定資産等の変動（内部変動）	0	892,025	▲892,025
有形固定資産等の増加	0	4,038,627	▲4,038,627
有形固定資産等の減少	0	▲2,993,005	2,993,005
貸付金・基金等の増加	0	1,407,562	▲1,407,562
貸付金・基金等の減少	0	▲1,561,158	1,561,158
その他	232	▲1,667	1,899
本年度純資産変動額	1,284,035	890,358	393,677
本年度末純資産残高	39,221,108	99,390,603	▲60,169,495

連結会計	合計		
勘定科目名		固定資産等形成分	余剰分（不足分）
前年度末純資産残高	41,35,8798	102,084,045	▲60,725,247
純行政コスト	▲51,572,582	-	▲51,572,582
財源	52,783,405	-	52,783,405
税収等	26,070,269	-	26,070,269
国県等補助金	26,713,135	-	26,713,135
固定資産等の変動（内部変動）	0	601,943	▲601,943
有形固定資産等の増加	0	4,289,869	▲4,289,869
有形固定資産等の減少	0	▲3,264,507	3,264,507
貸付金・基金等の増加	0	1,589,160	▲1,589,160
貸付金・基金等の減少	0	▲2,012,579	2,012,579
その他	▲234,871	▲50,259	▲184,612
本年度純資産変動額	975,951	551,684	424,267
本年度末純資産残高	42,334,750	102,635,730	▲60,300,980

※ 本資料上は、資産評価差額、無償所管換等はその他に含めています

(4) 資金収支計算書

(単位：千円)

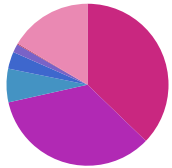
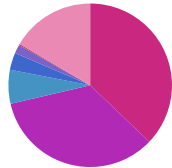
勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
業務活動収支			
業務支出	29,310,064	49,683,362	58,271,082
業務費用支出	9,649,553	19,315,391	20,799,511
移転費用支出	19,660,511	30,367,971	37,471,570
業務収入	30,759,037	52,911,348	62,107,507
臨時支出	-	156,916	156,916
臨時収入	-	162,655	162,655
業務活動収支	1,448,973	3,233,726	3,842,164
投資活動収支			
投資活動支出	2,620,468	5,174,808	5,590,666
公共施設等整備費支出	2,125,556	3,919,951	4,171,046
基金積立金支出	494,912	754,857	919,619
その他投資活動支出	-	500,000	500,000
投資活動収入	1,201,883	2,030,811	2,477,466
国県等補助金収入	490,968	954,877	954,877
基金取崩収入	696,442	697,692	1,143,967
その他投資活動収入	14,473	378,242	378,622
投資活動収支	▲1,418,585	▲3,143,997	▲3,113,199
財務活動収支			
財務活動支出	2,694,046	7,655,704	7,998,488
地方債償還支出	2,612,784	7,238,233	7,373,857
その他財務活動支出	81,262	417,471	624,631
財務活動収入	2,647,200	7,459,816	7,520,360
地方債発行収入	2,647,200	7,118,400	7,178,944
その他財務活動収入	-	341,416	341,416
財務活動収支	▲46,846	▲195,888	▲478,128
本年度資金収支額	▲16,458	▲106,160	250,837
前年度末資金残高	307,923	2,545,149	2,850,035
本年度末資金残高※	291,465	2,438,990	3,108,344
本年度末現金預金残高※	366,826	2,514,351	3,186,734
※比例連結割合変更に伴う差額	-	-	7,473
※本年度歳計外現金残高	75,361	75,361	78,389

4. 財務書類分析

(1) 財務指標分析

資産形成度 : 将来世代に残る資産はどのくらいあるか

◆ 有形固定資産の行政目的別割合

割合	(一般会計等ベース)			
	生活インフラ・国土保全	37.2%	産業振興	1.7%
	教育	34.3%	消防	0.2%
	福祉	6.7%	総務	16.5%
	環境衛生	3.4%	合計	100.00%
	 ■ 生活インフラ・国土保全 ■ 教育 ■ 福祉 ■ 環境衛生 ■ 産業振興 ■ 消防 ■ 総務			
	(全体会計ベース)			
	生活インフラ・国土保全	37.1%	産業振興	1.7%
	教育	34.2%	消防	0.2%
	福祉	6.7%	総務	16.6%
	環境衛生	3.4%	合計	100.00%
	 ■ 生活インフラ・国土保全 ■ 教育 ■ 福祉 ■ 環境衛生 ■ 産業振興 ■ 消防 ■ 総務			
計算式	各行政目的別資産額 ÷ 有形固定資産合計			
コメント	行政分野ごとの社会資本形成の比重の把握が可能となります。また、類似団体との比較により資産形成の特徴を把握し、今後の資産整備の方向性を検討する資料となります。			

◆ 住民一人当たり資産額

金額	一般会計等	920 千円
	全体会計	1,643 千円
	連結会計	1,715 千円
計算式	資産合計 ÷ 住民基本台帳人口	
コメント	大和高田市所有の資産を住民一人当たりの金額を算出したものです。	

◆ 歳入額対資産比率

比率	一般会計等 1.67 年 全体会計 1.60 年 連結会計 1.45 年
計算式	資産合計 ÷ 当該年度歳入合計
コメント	これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、地方公共団体の資産形成の度合いを測ることができます。

◆ 有形固定資産減価償却率

比率	一般会計等 67.08% 全体会計 52.21% 連結会計 53.06%
計算式	減価償却累計額 ÷ (有形固定資産合計 - 非償却資産 + 減価償却累計額)
コメント	耐用年数に対して資産（土地や建設仮勘定等以外）の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

世代間公平性 ： 将来世代と現世代との負担の分担は適切か

◆ 純資産比率

比率	一般会計等 54.42% 全体会計 37.61% 連結会計 38.89%
計算式	純資産合計 ÷ 資産合計
コメント	資産形成について過去及び現世代が既に負担してきた割合を表しています。経年比較することで現世代と将来世代の負担の割合を表すものとなります。

◆ 社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）

比率	一般会計等 20.67%
計算式	(地方債 + 1 年内償還予定地方債) ※1 ÷ (有形固定資産 + 無形固定資産)
コメント	社会資本等形成に係る将来世代の負担の比重を把握することができ、純資産比率と合わせて見ていく必要がある比率です。社会資本等の資産をもつために地方債に頼りすぎると、この比率は高くなっていきます。

※1 地方債残高－臨時財政対策債等の特例地方債の残高

持続可能性 ： 財政に持続可能性があるか（どのくらい借金があるか）

◆ 住民一人当たり負債額

金額	一般会計等 419 千円 全会計 1,025 千円 連結会計 1,048 千円
計算式	負債合計額 ÷ 住民基本台帳人口
コメント	大和高田市が抱える負債を住民一人当たりの負担額を表したものです。

◆ 基礎的財政収支（プライマリーバランス）

金額	一般会計等 ▲62,994 千円 全会計 539,683 千円 連結会計 902,185 千円
計算式	業務活動収支（支払利息支出を除く） + 投資活動収支（基金収支除く）
コメント	地方債の発行に頼らずに歳入歳出のバランスが均衡できているかを表すものとなります。この数値がマイナスであると、地方債発行を行わなければ支出金額を賄えなかったことを示しています。

◆ 【参考指標】 債務償還可能年数

年数	一般会計等 9.51 年
計算式	$\frac{(\text{将来負担額} \times 1 - \text{充当可能財源} \times 2)}{(\text{経常一般財源等(歳入)等} \times 3 - \text{経常経費充当財源等} \times 4)}$
コメント	地方債が償還財源上限額の何年分あるかを示す指標で、債務償還能力は、債務償還可能年数が短いほど高く、債務償還可能年数が長いほど低いといえます。

※ 1 将来負担額については、地方公共団体健全化法上の将来負担比率の算定式による。

※ 2 充当可能財源は、地方公共団体健全化法上の将来負担比率の算定式の「充当可能基金残高 + 充当可能特定歳入」とする。

※ 3 経常一般財源等（歳入）等は、「①経常一般財源等 + ②減収補填債特例分発行額 + ③臨時財政対策債発行可能額」とする。なお、①②は地方財政状況調査様式「歳入の状況 その 2 収入の状況」、③は地方公共団体健全化法上の実質公債費率の算定式による。

※ 4 経常経費充当財源等は、地方財政状況調査様式「性質別経費の状況」の経常経費充当一般財源等から、次の金額を控除した額とする。なお、イ～ハは地方公共団体健全化法上の実質公債費率の算定式、二は地方財政状況調査様式「性質別経費の状況」による。

イ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

二 元金償還金（経常経費充当一般財源等）

効率性 : 行政サービスは効率的に提供されているか

◆ 住民一人当たり純行政コスト

金額	一般会計等 464 千円 全体会計 669 千円 連結会計 813 千円
計算式	純行政コスト ÷ 住民基本台帳人口
コメント	地方公共団体の全ての行政活動の効率性を測定することができます。フルコストによる一人当たりの金額を算出します。

◆ 住民一人当たり性質別行政コスト

金額	人件費	補助金等
	一般会計等 85 千円	一般会計等 170 千円
	全体会計 160 千円	全体会計 379 千円
	連結会計 172 千円	連結会計 347 千円
	物件費等（減価償却費除く）	社会保障給付
	一般会計等 62 千円	一般会計等 98 千円
	全体会計 122 千円	全体会計 98 千円
	連結会計 132 千円	連結会計 243 千円
	減価償却費	
	一般会計等 23 千円	
	全体会計 47 千円	
	連結会計 51 千円	
計算式	各性質別コスト ÷ 住民基本台帳人口	
コメント	各性質別（人件費、物件費等など）の住民一人当たりの金額を算出することで、「住民一人当たり行政コスト」をより詳細に把握することができます。	

弾力性 : 資産形成等を行う余裕はどのくらいあるか

◆ 行政コスト対税収等比率

比率	一般会計等 99.02% 全体会計 97.27% 連結会計 97.72%
計算式	純経常行政コスト ÷ (税収等 + 国県等補助金)
コメント	純経常行政コストに対してどれだけが今年度の負担(税収等や国県等補助金)で賄われたかを表しています。この比率が100%に近づくほど資産形成の余裕度が低く、100%を上回ると過去から蓄積した資産が取崩されたか、翌年度以降の負担が増加したことを表します。

自律性 : 歳入はどのくらい税収等で賄われているか

◆ 受益者負担比率

比率	一般会計等 4.13% 全体会計 19.27% 連結会計 16.71%
計算式	経常収益 ÷ 経常費用
コメント	経常収益(使用料・手数料など)を経常費用(人件費・物件費等など)と比較することで行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出することができます。

【備考】

住民一人当たりの額を計算する際は、
令和2年度末(令和3年3月31日)の住民基本台帳人口 63,466人 を用いています。

